

2020年8月1日

筋萎縮性側索硬化症の患者さんに対する囑託殺人の疑いで

医師2人が逮捕された事件について

—日本ホスピス緩和ケア協会の立場と見解—

NPO 法人日本ホスピス緩和ケア協会

理事長 志真 泰夫

筋萎縮性側索硬化症（ALS）の女性から依頼を受け、2019年11月にこの女性に薬物を投与して殺害したとして、仙台と東京の医師2人が囑託殺人の疑いで、7月23日に逮捕されました。一部の報道によれば2人の医師のうち1名の医師はクリニックを経営し、「ホスピス」の運営や「緩和ケア」の取り組みを行っていたと報道されました。2人の医師のクリニックは、日本ホスピス緩和ケア協会（以下、当協会とします）の会員施設ではありません。しかし、「ホスピス」や「緩和ケア」という名称が使用されていたことに鑑みて、本件に関する当協会の立場と見解を以下に表明します。

協会の基本的な立場

当協会の基本的な立場は、WHOの緩和ケアの定義（2002年）（[全文はこちらをクリック](#)）に拠っています。その定義に基づく基本的立場として、緩和ケアは「生命を肯定し、死にゆくことを自然な過程と捉える」立場です。また、緩和ケアは「死を早めようとしたり遅らせようとしたりするものではない」という立場でもあります。したがって、当協会は、「安楽死」や「自殺ほう助」に賛成しない立場です。緩和ケアは、患者が最期までできる限り生きられるように支援する体制を提供する役割があると考えます。

協会のこれからの取り組み

緩和ケアは、がんだけでなく、あらゆる生命を脅かす病と共に生きる患者さんご家族の困難や苦悩に対応し、QOLを向上するアプローチであり、また病院・在宅・施設を問わず全ての生活の場で提供されるべきものです。しかし、がん以外の患者さんへの当協会の取り組み、また、病院以外の在宅・施設への取り組みは、これまで十分とは言えません。この事件を契機に神経難病をはじめ、がん以外の病気をもつ患者さんへ緩和ケアを提供するために当協会の活動を見直して、今後、緩和ケアに携わる様々な人たちと協働して、さらなる緩和ケアの拡充に真摯に取り組んでいく所存です。